

少額調達案件の見積依頼について（オープンカウンター方式）

・参加を希望される場合は、以下の留意事項を熟読のうえ、見積書の提出をお願いします。

【留意事項】

1 見積合わせに参加する者に必要な資格等

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しないもの。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 契約担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

2 仕様に関する問い合わせ及び見積書の提出先

長崎県警察本部警務部会計課調度係

〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号

長崎県警察本部警務部会計課調度係

電話番号 095 (820) 0110 内線2232

※見積書は、持参、郵送を問わず、見積書提出期限までに上記の提出先に提出すること。

3 契約の相手方及び契約金額について

期日までに提出された有効な見積書のうち、見積価格が予定価格の制限の範囲であり、かつ最低価格をもって見積を行った者を契約の相手方とします。

契約金額は、原則として、見積書に記載されている金額（消費税込み）となります。

4 見積合わせの結果について

契約の相手方と決定した事業者には、上記担当から連絡します。

見積書を提出された事業者の方は、見積書提出期限後、上記2に問い合わせいただければ、決定業者及び金額についてお伝えします。

5 契約書等作成の要否について

会計法等の規程に基づき、契約金額に応じ、指定の契約書又は請書を作成します（契約金額によっては作成を省略する場合があります）。

6 その他

- (1) 見積書作成に要する費用等は参加者の負担とします。
- (2) 上記3において、同価の見積が2人以上ある場合は、予算決算及び会計令第83条の規定の例に倣い、「くじ引き」を実施します。
- (3) 参加者不在の場合は、別途選定した者へ見積を依頼し、随意契約の協議を行うことができるものとしします。
- (4) 契約担当官等の都合により調達を中止する場合があります。